

広報

2

2006/February

No.11

しおばら

Shobara

SHOBARA The Public Information Magazine

“げんき”と“やすらぎ”のさとやま文化都市



今月の主な内容

- 雪害による被害状況と支援策…………… 2
- 市民の皆さんが満足できる行政経営に向けて… 4
- ご利用ください 市街地循環バス・地域生活バス… 6
- 住民基本台帳ネットワークシステム…………… 10
- お忘れなく 市・県民税の申告…………… 12
- 健康な毎日を送りましょう…………… 16
- 国民年金…………… 17
- 応援します！あなたの子育て…………… 18
- 広島県大型観光キャンペーン実施中…………… 19
- 庄原市人事行政の運営状況…………… 20
- 安心・安全な毎日のために…………… 22
- ぐるり庄原カメラレポート…………… 23
- お知らせ…………… 26
- 節分草を見に行こう…………… 30

記録的な豪雪

生活に大きな影響

(積雪で1階部分が埋まった民家で

屋根の雪下ろし作業 高野地域)

雪害による被害状況と支援策

総務課行政係 ☎0824-73-1123



2階建ての倉庫が積もった雪で全壊(高野地域)



雪の重みで損壊した民家の屋根(西城地域)



ビニールハウスにも深刻な被害(比和地域)

これまでの主な被害状況(1月31日現在)

- 人的被害 死者3人、重傷15人、軽傷9人
- 住家被害 全壊1棟、半壊1棟、一部破損728棟
- 非住家被害 ビニールハウス・納屋等695件、公共施設76件

年末から年始にかけての記録的な豪雪により、市内では、家屋や農業施設の倒壊、除雪中の事故等の被害が発生しています。

市では、この雪害に迅速に対応するため、庄原市雪害対策本部を設置し、被害状況の把握と情報収集に努め、また雪害による被害への支援策を実施します。

大雪による事故を防ぐ

今回の豪雪では、屋根からの落雪による被害や、屋根の雪下ろし作業中の事故などが多発しています。今後予想される積雪に際し、事故に遭わないために次のようなことに気をつけましょう。

①落雪など

- 気温が上昇した場合、屋根に雪が残っている建物付近では、屋根からの落雪やつららの落下に気をつける。
- 道路の除雪作業中の車には近寄らない。
- 雪道や凍結した道路などは滑りやすいので、転倒しないよう注意する。

る場合は、必ず固定する。

- 作業の際には、屋根の下の通行人や子どもに注意する。

③その他

住家が積雪で危険になった場合は、自主的に避難しましょう。避難する場合は、近所に声をかけ、庄原地域は総務課、その他の地域は各支所地域振興課へご連絡ください。避難所は学校や公民館などとなりますが、詳しくは問い合わせの上ご確認ください。

②屋根の雪下ろし

- 一人で作業しない。
- 屋根に上がる時は必ず命綱を着用し、滑りにくい履物をはく。
- 屋根の上り下りの際に梯子を使用す

被害への支援策

雪害の被害に対し、次の支援策を実施しています。詳しくは各担当課までお問い合わせください。

①災害弔慰金

● 支給対象 豪雪を原因として亡くなられた方のご遺族

● 支給額

1人あたり30,000円

※詳しくは社会福祉課、各支所保健福祉課、または民生委員へご相談ください。

②災害見舞金

● 支給対象

豪雪を原因として重傷(2週間以上入院し、療養を要する期間が概ね1カ月以上の負傷)を負った方。

● 支給額

1人あたり10,000円

※詳しくは社会福祉課、各支所保健福祉課、または民生委員へご相談ください。

③災害家屋改修にかかる資金の融資あっせん

● 対象者

豪雪により、現に居住している家屋に被害を受けた世帯(市内に住民登録されている方の世帯)の世帯主

● 対象工事等

被災住家の改修または雪下ろし
※既に工事等を完了されている場合も対象となります。

● 融資あっせん限度額

1世帯100万円以内

● 手続方法

次の書類を社会福祉課または各支所保健福祉課に提出してください。

- 融資あっせん申請書(社会福祉課、各支所保健福祉課にあります)
- 申請者および連帯保証人の印鑑証明書
- 復旧工事見積書または領収書

● 被災状況または工事完了が確認できる写真
● その他市長が必要と認めるもの

● その他

- 融資は無利子です。
- 審査結果により融資あっせんができない場合があります。
- 融資あっせん申し込みは、本人(申請者)が行ってください。本人以外の方(工事業者など)からの書類提出は、お受けできない場合があります。

● 問い合わせ

- 社会福祉課生活福祉係 ☎0824-73-1166
- 西城支所保健福祉課 ☎0824-82-2202
- 東城支所保健福祉課 ☎08477-2-5131
- 口和支所保健福祉課 ☎0824-87-2114
- 高野支所保健福祉課 ☎0824-86-2114
- 比和支所保健福祉課 ☎0824-85-3002
- 総領支所保健福祉課 ☎0824-88-3110

気をつけましょう

高齢者を狙った悪質な雪かき業者

テレビや新聞などでも報道されていますが、全国的な大雪に関連した悪質商法が複数発生しています。報告によると、高齢者の住所一覧を持ち、見積り金額を示さずに話をもちかける業者や、1回の雪かきに20万円の請求をした業者などがあることが分かっています。

現在まで、市内ではこうした被害報告はありませんが、今後、雪が降った際には起こる可能性があります。次のような点に気をつけ、不審に思ったり分からないことがある場合は、市や消費生活相談コーナーへご連絡ください。

● 見慣れない業者から雪かき・雪おろしの勧誘を受けたときは、その場ですぐ契約しない。

● 契約する前に、作業内容

- 問い合わせ
市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154
庄原市消費者相談コーナー ☎0824-73-1228

第2回 行政経営改革 審議会

企画課企画調整係

☎0824-73-1128

*会議の経過、資料等は、市ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス <http://www.city.shobara.hiroshima.jp>

市民の皆さんが満足できる行政経営に向けて

市では、庄原市行政経営改革大綱の策定に向け、庄原市行政経営改革審議会を設置し、審議を進めています。12月20日には、第2回の行政経営改革審議会を開催し、「職員定数の適正化」、「補助金の見直し」、「市税等の収納率の向上」など6つの審議項目について事務局から提案し、それぞれ審議されました。

【提案事項】

① 職員定数の適正化

平成17年4月1日現在の職員数は、667人（西城市民病院の病院技師職を除く）となっています。今後は、市の規模に応じた職員数の適正化（削減）が必要であり、5年後の目標定数を598人以内として、平成17年4月1日と比較して69人の減員（削減率10.3%）、合併前からは122人の減員（削減率16.9%）とすることを提案しました。委員からは、「厳しい財政状況の中に

あつては、積極的な削減が必要である」「支所の機能を低下させないでほしい」などの意見が出されました。

② 補助金の見直し

市から個人・団体へ交付されている補助金には、施設整備や大会・行事の実施等を対象とする事業補助金、人件費、会議費、研修費など団体の運営を対象とする運営補助金、償還助成を内容とする償還助成金があり、17年度当初予算額は、27件・27億円余りになります。この補助金の取扱い方針について次のとおり提案し、「まずは、補助金総額

を抑制したうえで、個別の補助金を議論すべきである」などの意見が出されました。

取扱い方針

- ① 総合的事項
 - 全ての補助金について、廃止を含めた見直しを行う。
 - 合併時に、基準・金額の統一が図られていない補助金は、遅くとも平成20年4月から統一する。
 - 市が交付要綱等を定めた補助金であっても、予算枠の設定のほか年度を定めて単価・要件等の見直しに努める。
- ② 事業補助金
 - 交付要綱等を定めていない「まちづくり活動」等への支援の補助金は、年度ごとに予算枠を設定し、対象事業・補助金額の決定方法を検討する。
 - 継続して政策的に交付している性格が強い補助金は、原則として個別の交付要綱を制定し、終期を設定する。
- ③ 運営補助金
 - 運営補助金は、規模・設立目的・活動内容など、形態が多様であり、詳細調査を行ったのちに別々に検討する。
- ④ 償還助成金
 - 団体・法人の経営努力を求め、見直しに努める。

③ 市税等の収納率の向上

市税等の滞納は増加傾向にあり、16

年度末の滞納額は、約8億4,700万円となっています。現在、市役所内部に市税等収納対策本部を設置し、収納率の向上、滞納の防止に向けた対策を強化する検討を行っています。今回、組織の見直しを含めた徴収体制の強化や、滞納者に対する行政サービスの制限を検討する内容の提案を行いました。委員からは「行政サービスの制限のほか、有効な対策を検討すべきである」などの意見が出されました。

④ 入湯税の統一課税

温泉の入湯客に対し課税する入湯税は、現在、庄原地域の温泉施設だけが対象施設となっています。税負担の公平性を確保するため、平成18年度から市内全ての温泉施設について課税の対象とする報告を次のとおり行いました。
① 税率は、宿泊のとき、1人1日150円。日帰りのとき、1人1日50円。
ただし、12歳未満の人には課税しない。
② 市が設置する温泉施設については、利用料金に入湯税を上乗せする外税方式とする。

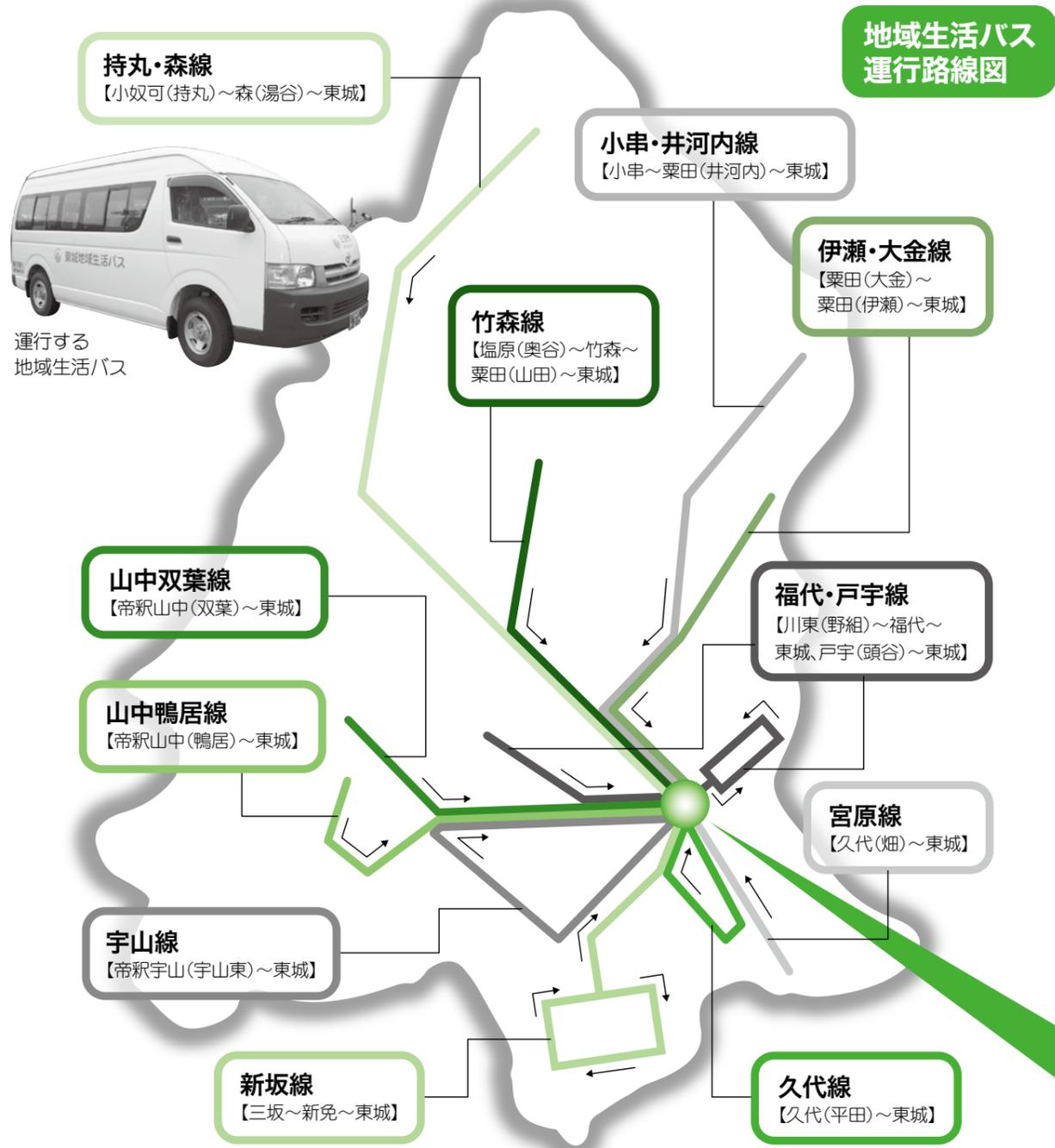
報告内容

住民サービスの向上、管理運営コストの削減が図られ、施設の設置目的をより効果的に達成できる施設について、積極的に指定管理者制度の導入を図る。形態別の施設数は、

- (1) 指定管理者制度導入済施設 25施設
- (2) 平成18年4月1日指定管理者制度導入予定施設 地域集会所など149施設
- (3) 平成19年4月1日指定管理者制度導入予定施設 斎場など28施設
- (4) 平成18年度中に指定管理者制度導入の適否を判断する施設 206施設
- (5) 平成20年度までに指定管理者制度導入の適否を判断する施設 206施設
- (6) 平成18年4月から地元移管などで条例を廃止する施設

⑥ 投票所の投票時間の繰り上げ及び投票所の統合

現在、市内の投票所数は、114箇所あり、平成17年11月実施の広島県知事選挙では、1投票所当たりの有権者数は、27人から1,725人までと大きく差があります。また、投票事務に従事する職員は400人を超え、多額の経費を要しています。今後、職員数の減少により、事務従事体制が整わない状況が予想されることから、投票所の統合を検討することを提案しました。また、投票の終了時間は、庄原地域が20時まで（一部を除く）、その他の地域が、17時から19時までとなっていることから、終了時間を繰り上げ、統一することも併せて提案しました。



地域生活バス

路線バスが運行していない地域と東城市街地を結ぶ、地域密着型のバスです。

■運行形態
宮原線は、油木線の減便分のダイヤを補完する路線のため、月曜日～金曜日までの毎日運行ですが、その他の10路線は週2日運行となります。(祝日は運休)

■運賃
運賃は乗車距離によって異なり、100円～400円(小学生以下は半額)。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳を提示されると半額になります。

★循環バス・地域生活バスの時刻表など、詳しくは行政文書で東城地域に各戸配布しますのでご覧ください。

ご利用
ください

**市街地循環バス
地域生活バス**

市内各地域では、生活交通の確保を目的に、市街地循環バス・地域生活バスを運行しています。お出かけの際には、ぜひご利用ください。



3月から東城地域で運行開始

東城地域では、3月から新たに市街地循環バスと地域生活バスを運行します。ルートや運賃については次のとおりです。

東城支所市民課 ☎08477-2-5126



市街地循環バス

日常生活を支える交通手段として、また、東城市街地内の観光交通として重要な役割を果たす公共交通機関です。

■運行ルート
こぶしの里を起終点とし、東城支所や東城駅、医療機関、商業施設、東城温泉など、東城市街地やその周辺地域を循環します。

■運行形態
月～金曜日の週5日運行(祝日の場合も運行)。始発はこぶしの里を午前9時に、終発は16時30分に発車し、同じルートを東回り西回り交互にそれぞれ3便ずつ運行します。1週の所要時間は約30分です。

■運賃
小学生以上: 1乗車100円(未就学児は無料)

西城地域(西城交通)

平成8年4月から運行しており、昨年10月からは、道後山線の一部を延長し、道後山高原クロカンパークへも乗り入れています。

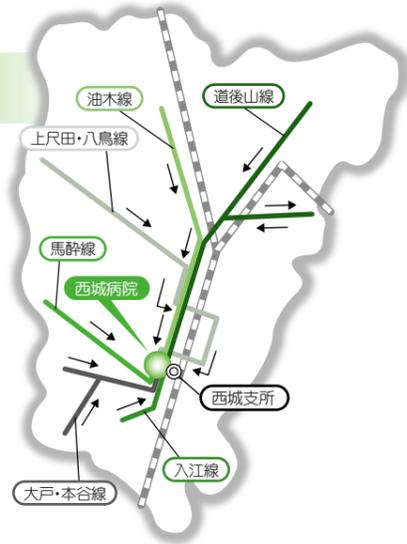
■路線・ダイヤ

全6路線のうち、5路線は通園・通学の交通手段としての機能を併せ持つため、月～土曜日までの毎日3便ずつ運行。他の1路線(入江線)については、週2日(4便)運行。

■運賃

運賃は乗車距離によって異なり、150円～400円(小学生以下は半額)

■問い合わせ 西城支所市民課 ☎0824-82-2124



口和地域(地域生活バス)

生活交通の確保を目的として、平成17年3月から運行しています。

■路線・ダイヤ

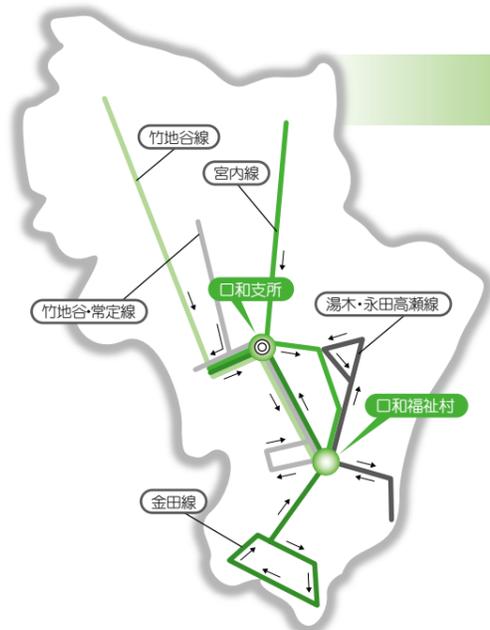
全5路線とも週1日(5～6便)運行で、事前利用予約による運行地域を設定。

■運賃

中学生以上:1乗車200円(小学生は半額、未就学児は無料)

■問い合わせ

口和支所市民課 ☎0824-87-2112



比和地域(市営比和巡回バス)

交通手段の確保などを目的として平成15年4月から運行しています。各車両とも、保育所児童の安全確保のため、幼児シートを装備しています。

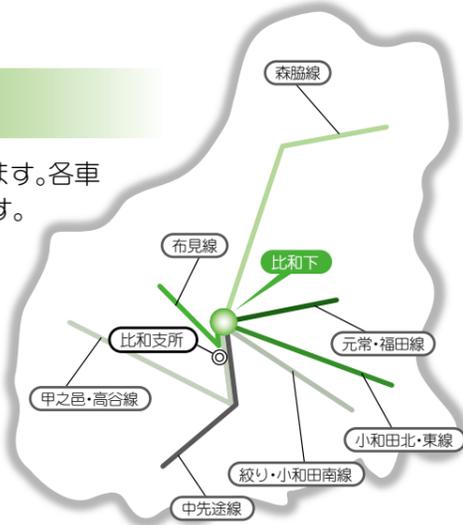
■路線・ダイヤ

全7路線とも、通園・通学の交通手段としての機能を併せ持つため、月～土曜日まで毎日5便ずつ運行。

■運賃

運賃は乗車距離によって異なり、100円～200円(学生と未就学児は無料)

■問い合わせ 比和支所市民課 ☎0824-85-3001



地域生活交通については、合併以前から各地域で独自に運行していましたが、新市の一体性確保に向け、現在その内容を調整中です。今後は、地域の実情、住民ニーズに基づき、生活交通の確保を図ることとしております。ご利用いただき、ご意見などあればお寄せください。

市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154

各地域で運行中

各地域でも、誰もが利用できる生活交通の確保を目的として、いろいろなバスを運行しています。

庄原地域

ひまわりバス(市街地循環バス)

市街地を移動する交通手段として平成15年3月から運行しており、これまで、通院や買い物など、多くの人にご利用いただいています。

■路線

●循環線

起終点を庄原バスセンターとし、公共施設や医療機関、商業施設などを経由する循環コース

●備北丘陵公園線

庄原バスセンター～かんぼの郷庄原～備北丘陵公園

■運賃

小学生以上:1乗車100円(未就学児は無料)

■利用人員

平成17年4月～12月末:23,229人

■ダイヤ

●年中無休で、始発は庄原バスセンターを8時50分に、終発は16時50分に発車し、1日12便(12月から3月までは13便)運行。

●備北丘陵公園線は、4月から11月までの季節運行で、1日2便運行。(丘陵公園が休園日の場合は運休)

★ひまわりバスは、春からルート・ダイヤ改正を予定しています。詳しくは3月号をご覧ください。

■問い合わせ

市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154

地域生活バス

庄原地域生活バスは、旧患者輸送車の運行を見直し、誰もが利用できる交通手段として平成15年7月から運行しています。

■路線・ダイヤ

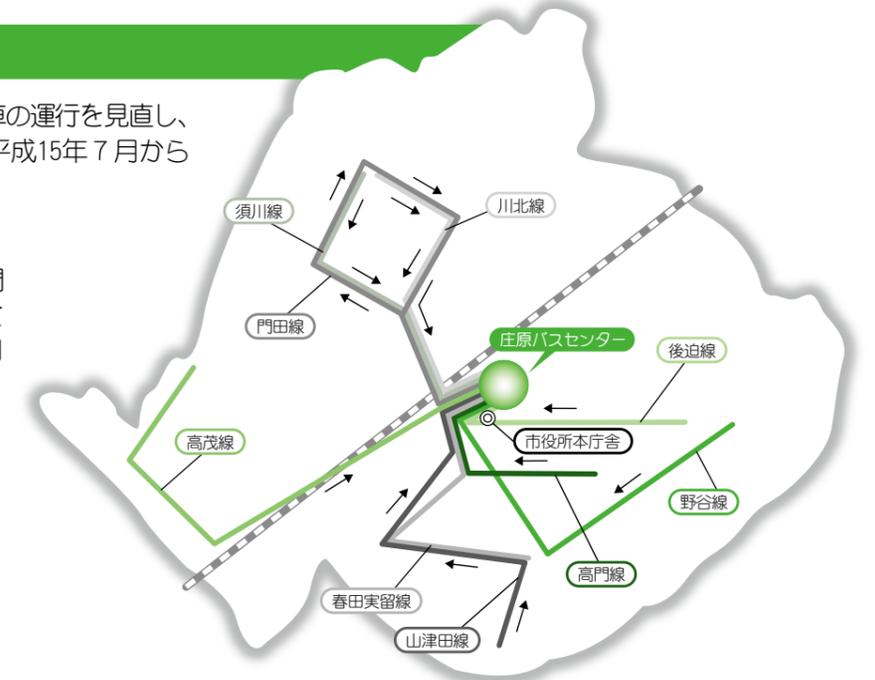
全9路線で、そのうち1路線(高門線)は、通園・通学の交通手段としての機能を併せ持つため、月～土曜日までの毎日運行。その他の路線は、週1日(2便)～3日(7便)の運行。

■運賃

運賃は乗車距離によって異なり、100円～300円(小学生以下は半額)

■問い合わせ

市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154



ご存じですか？ 住民基本台帳 ネットワークシステム

平成15年8月から、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住民基本台帳カード」以下「住民カード」)の2次稼働が始まり、住民基本台帳カード(以下「住民カード」)の交付を受けることができまじまなサービスを受けることができるようになっていきます。

住民基本台帳カードとは

このシステムは、全国の市町村が住民情報を記録管理している「住民基本台帳(住民票)」を専用回線でネットワーク化し、4情報(氏名、生年月日、性別、住所)と住民票コードなどにより、全国共通の本人確認を可能とするシステムです。

システムを利用するためには、住民カードの交付を受ける必要があります。

「利用ください」住民カード

カードの交付を受けると、住民票の写しの広域交付(全国のどこの市町村でも自分の住民票の写しの交付が受けられる)、転入転出の簡素化(転出手続きが転出先の市町村への届出だけで済みます)、公的個人認証サービスとしての電子証明書の交付などのサービスが受けられます。

利用されている事例

銀行口座の新規開設、パスポートの発行、書留郵便の受け取り、戸籍届出時の本人確認など。



カードの交付手続き

住民カードの交付申請は、本庁・各支所の窓口で受け付けています。

申請者

原則、本人または法定代理人(申請者が15歳の者未満又は成年被後見人の場合)。ただし、委任状と申請に来られる人の運転免許証などの証明書があれば、本人・法定代理人以外でも申請できます。

持参するもの

- 印鑑
- カードを作る本人の写真(Bバージョンのみ)
- 法定代理人の申請については、法定代理人であることが確認できる戸籍謄本(本籍地が庄原市であれば不要)、後見人であることが確認できる証明書
- 申請者の運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真付の証明書(ない場合でも市からの照会に対する回答書を持参すれば手続きができます)

申請方法

窓口に来られる場合は、交付申請書と上記書類を提出してください。窓口に来られない場合でも代理申請ができます。

カードの交付期間

本庁で申請された場合は即日、支所で申請された場合は2〜3日程度で交付します。

カードの交付

カードの交付(受け取り)は、本人または法定代理人のみです(受け取りの際4ケタのパスワードを設定していただきます)。また、印鑑と交付手数料(500円)が必要です。

個人情報の保護は万全

住民基本台帳は、インターネットを利用せず専用回線で構築されています。また住民基本台帳の入口では、侵入検知装置による24時間監視で、不正侵入を防止しています。

安全な独自の通信方法です。万一、市町村のコンピュータシステムにハッカーやコンピュータウイルスが入ってきたとしても、住民基本台帳システム内には入ることができません。また、万全なセキュリティ対策をとっています。

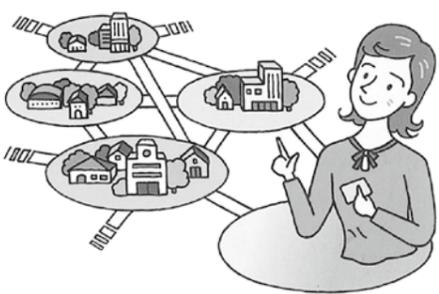
問い合わせ

市民生活課戸籍住民係
0824-73-1157

国のポータルサイトもご覧ください

● 住民基本台帳
<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daiyo/>

● 公的個人認証サービス
<http://www.jpki.go.jp/>



ご利用ください 河川清掃ボランティアの 支援制度



県は、河川環境の向上と河川愛護精神の普及のため、県が管理する一級・二級河川の清掃活動(ゴミ・空缶拾い、草刈り)を行うボランティア団体を支援する「河川清掃等業務委託」という制度を設けています。

この制度では、県がボランティア団体に、作業時間・作業回数に関わらず一人当たり約190円の報償金を支払います。(年度によって若干の違いがあります)

自治振興区・自治会単位
自治振興区・自治会単位
やボランティア団体で河川の清掃活動を行っている団体で、この制度を利用しようと思われの方はご相談ください。

- 問い合わせ 申し込み 建設課管理係
0824-73-1150
- 西城支所環境建設課
0824-82-2182
- 東城支所建設課
08477-2-5141
- 08477-2-5141
- 口和支所環境建設課
0824-87-2113
- 高野支所環境建設課
0824-86-2113
- 比和支所環境建設課
0824-85-3003
- 総領支所環境建設課
0824-88-3065

安全な美化活動のために

広島県河川道路美化活動保険制度

県では、県内の河川や道路の美化活動に参加する人が、その活動中に起きた事故によって傷害を受けた場合、また活動中に第三者に対して人的・物的被害を与えた場合の救済措置として「広島県河川道路美化活動保険制度」を設けています。

これを受けて市では、万一の事故に備えるとともに、安心して美化活動に取り組んでいただけるよう、美化活動を実施されている団体(自治振興区・自治会等)に保険への加入をお勧めしています。ご利用をお考えの際はご相談ください。

● 保険加入料 無料

● 対象河川・道路
一・二級河川および準用河川、国道、県道・市道(公園・道路区域外の水路や里道等は対象となりません)

● 対象美化活動
道路・河川の、堆積土・汚泥などの除去または除草等。また、市道草刈り作業実施交付金交付制度での草刈り

- 問い合わせ 申し込み 建設課管理係
0824-73-1150
- 西城支所環境建設課
0824-82-2182
- 東城支所建設課
08477-2-5141
- 口和支所環境建設課
0824-87-2113
- 高野支所環境建設課
0824-86-2113
- 比和支所環境建設課
0824-85-3003
- 総領支所環境建設課
0824-88-3065

お忘れなく

市・県民税の申告

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)

今年も、市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告期間は、2月16日(木)から3月15日(水)までの1カ月間です。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。なお、申告相談は、各支所ごとに、13～15ページの日程表のとおり実施します。

申告が必要となる人

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要となります。

- 平成18年1月1日現在、庄原市に住所のある人で、平成17年中(1月1日～12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人
- 給与収入(賞金・パートを含む)の場合、年末調整をされていない収入が93万円を超える人
- 年金収入の場合、98万円(65歳以上の人は148万円)を超える人
- サラリーマン(給与所得者)

確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成17年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- サラリーマンで、①給与の収入が2,000万円を超える人
- ②給与所得以外の所得が20万円を超える人

- ③給与を2カ所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ④年の中途に退職して、年末調整を受けていない人

申告に必要なもの

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得のある人は、平成17年中の所得の明細(所得計算に必要な帳簿や領収証、支払証明書など)
- 給与収入や年金収入のある人は、源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料控除や損害保険料控除、寄付金控除を受ける人は、領収証や支払証明書
- 国民年金の控除を受ける人は、今回から保険料控除証明書や領収証が必要で、明書や領収証が必要で、
- 医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)
- 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望される方は、口座番号・銀行印

お気を付けてください

- ◆源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。
- ◆税務署からは、必ず税務署内のあつた人は、必ず税務署で申告してください。また、税務署から期日指定通知のあつた人は、指定日に申告してください。
- ◆申告は、郵送(3月15日消印有効)でもできます。

お願い

- ①農業所得の申告をされる人は、必ず収支内訳書あるいは月別集計表を作成して、当日持参してください。

日持参してください。

- ②医療費控除のある人は、領収書などを、日付順・個人別・医療機関別に分けて集計し、当日持参してください。
- ③農業所得の申告をされる人で、収支内訳書あるいは月別集計表を作成していない方は、医療費控除を受けられる方で集計をしていない方は、申告相談の時間短縮のため、会場において、ご自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。
- ④各地区の割当日に申告しているかどうか、ご協力をお願いします。
- ⑤申告者が集中した場合、会場でお待ちいただくことがあります。
- ⑥税務署から申告書が送付されている場合は、忘れずにご持参ください。

問い合わせ

庄原市税務課市民税係
☎0824-73-1146
各支所税務担当係(連絡先は各日程表の下部に記載)
庄原税務署
☎0824-72-0464

市・県民税の申告相談

2月16日(木)から3月15日(水)まで、各表の日程で市・県民税の申告相談を受け付けます。
なお、申告相談は、これまでどおり各支所で受け付けます。申告について分からないことなどありましたら、最寄りの相談会場までお越しください。

庄原

①2月16日(木)～3月1日(水)の間は、市役所での申告相談は行いません。
②今年度も「市民税・県民税申告書」は送付していませんが、「申告が必要となる人」に該当する人は、申告をお願いします(郵送による申告を希望する場合は、市役所または最寄りの公民館、庄原農協各支店に申告書を用意しています)。

問い合わせ

税務課市民税係
☎0824-73-1146

平成18年度 市県民税申告相談日程 市外局番:0824

庄原地域

月 日	場 所	午 前(受付 8時30分～11時30分)	午 後(受付 13時～16時30分)
2月16日(木)	高公民館 ☎72-0935	高町のうち 上組、市場、貝六	高町のうち 三協、夜燈
17日(金)		高町のうち 高取、上組上 小用町	川西町
20日(月)	本村公民館 ☎78-2743	本村町のうち 下本 上谷町	本村町のうち 上本、中本
21日(火)	峰田公民館 ☎78-2849	峰田町のうち 峰、発展、赤川 津谷、仲蔵	峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大歳、大谷 春田町
22日(水)	敷信公民館 ☎72-0571	実留町のうち 1区、2区、3区	実留町のうち 4区 一木町 板橋町のうち 東、池の内(他は3月10日)
23日(木)	北公民館 ☎72-0564	川北町のうち 合の峠、田の平、大津恵、 秋国、盤の谷、須川	川北町のうち 八幡、天満、下重行、上重行
24日(金)		川北町のうち 市場、茶屋、富田 門田町のうち 下組、進農	濁川町 門田町のうち 平組、中原
27日(月)		殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町
28日(火)	山内公民館 ☎74-0451	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王 木戸町
3月1日(水)		高茂町 水越町	
2日(木)		田原町	市町
3日(金)		宮内町 中本町一丁目	戸郷町 三日市町のうち 山の崎住宅 西本町一丁目
6日(月)		高門町 新庄町のうち 西	是松町 新庄町のうち 東
7日(火)		上原町のうち 南 西本町四丁目	上原町のうち 1区 中本町二丁目
8日(水)	市役所 2階会議室 ☎73-1146	七塚町のうち 東	七塚町のうち 西 東本町四丁目
9日(木)		川手町のうち 沖組、下組	川手町のうち 上組、中組
10日(金)		永末町 掛田町	板橋町のうち 西(池の内は2月22日) 東本町一丁目
13日(月)		本町 三日市町のうち 三日市第2区	三日市町のうち 三日市第1区、第3区 西本町二丁目
14日(火)		大久保町 東本町二丁目	東本町三丁目 西本町三丁目
15日(水)		予備日	

平成18年度 市県民税申告相談受付日程表

総領地域			比和地域		高野地域	
月日	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時	場所	受付時間 9時～11時 13時～16時	場所	受付時間 9時～11時 13時～16時
2/16(木)	総領支所2階 第1・第2会議室 ☎88-3063		比和支所 特設会場 ☎85-3001	比和谷	高野支所 2階特設 会場 ☎86-2115	中門田
17(金)				比和上、比和中、比和下		岡大内のうち 半戸、大野 奥門田のうち 金尾
20(月)		全 域		布 見		岡大内のうち 岡、大内 奥門田のうち 奥門田上
21(火)				永 原		奥門田のうち 湯ノ谷、 西川、奥門田中、奥門田下
22(水)				山 王		下門田
23(木)	黒目自治振興会館 ☎88-2705	黒 目		石ケ原		上里原
24(金)	亀谷自治振興会館 ☎88-2204	亀 谷のうち 五郎丸を除く 五 箇のうち 矢谷		午前:越 原 午後:事務整理日		高 暮
27(月)	五領自治 振興会館 ☎88-2364	亀 谷のうち 五郎丸 上領家、中領家		税務署相談日		新 市のうち 上本町、祇園町、土手
28(火)		五 箇のうち矢谷を除く		午前:古墳上 午後:中先途		新 市のうち 新町、札場 税務署 相談日
3/1(水)	上市自治振興会館 ☎88-2366	上 市		午前:古墳下 午後:甲之邑		新 市のうち 下本町、西町
2(木)	稲草西自治振興会館 ☎88-2251	稲草西		午前:木屋原上 午後:木屋原中		新 市のうち 市原、東半戸、殿垣内
3(金)	木屋自治振興会館 ☎88-2225	木 屋		午前:木屋原下 午後:絞 り		新 市のうち 別所、上市、和手川、川角
6(月)	総領支所2階 第1・第2会議室 ☎88-3063	下領家		小和田南		上湯川のうち 俵原、餅ノ実、郷原、上湯川中
7(火)				小和田東		上湯川のうち 笹谷 下湯川のうち 土居
8(水)				小和田北		下湯川のうち 尻無、 下湯川中、下湯川下
9(木)				福田上		南
10(金)		全 域		事務整理日		和南原のうち 篠原、深石、三沢
13(月)				福田下		和南原のうち 水谷、隣組、奥三沢
14(火)				元 常		和南原のうち 貝崎、寸為、和南原開拓
15(水)				事務整理日		事務整理日

■ 総領
① 指定日に申告できない方は、3月15日(水)までの全域が対象の日に支所で申告してください。
② 2月23日(木)から3月6日(月)までは各地域に向きますので、支所での申告はできません。
■ 問い合わせ
総領支所市民課
☎0824-88-3063

■ 比和
「住宅借入金(取得)等特別控除等」を受けようとする場合や、「配当所得」、「商品先物取引」、「山林所得」による所得がある人は、できるだけ2月27日(月)の税務署相談日にお越しください。
■ 問い合わせ
比和支所市民課
☎0824-85-3001

■ 高野
① 今年度から、会場が高野支所2階へ変更となっています。
② 2月28日(火)は、割当の地域と税務署の職員に相談したい方の相談日です。
■ 問い合わせ
高野支所市民課
☎0824-86-2115

平成18年度 市県民税申告相談受付日程表

市外番 東城地域以外:0824
東 城 地 域:08477

口和地域			東城地域		西城地域	
月日	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時
2/16(木)	ヒューマン ライツ ☎87-2213	竹地本谷、下横原、上横原	東城支所 3階 大会議室 ☎2-5121	三坂、新免	西城公民館 -1階農研室 ☎82-2124	大・屋・入・江
17(金)		芦原、麻志 落合、真金原 税務署 相談日		久 代		
20(月)		伊与谷、岩根、川東		川西(宮平、比奈、上市、新丁)		高・尾 税務署 相談日
21(火)		永石、永沢、一日市、藤根		川西(陰地、川西下)		
22(水)		池津、矢淵、湯木市場		川東(久松、下1 ～下6を除く) 税務署から 申告相談日 が指定され ておられる 方、青色申 告の方		八・鳥・平・子
23(木)		宮沖、永田市場、大塩		川東(久松、下1 ～下6)		
24(金)	口和保健 センター ☎89-7070	中郷、福祉村、深屋		東城 (新町、館町以外)		中・野・福・山
27(月)		宮下、宮下ハイツ、大久保		川西(上記以外)、菅、受原		
28(火)		元恒、出雲石		粟田(東区、南区)、竹森 東城(館町)		予備日
3/1(水)		金田本谷、塩谷		田黒、帝釈山中 保田		簡易申告日
2(木)		石谷、下金田	八幡多目的 研修センター ☎4-0205	森	受付時間 9時30分～16時	小鳥原、西・城
3(金)		常定東、常定西		川鳥		
6(月)		田口、熊谷、紙谷、桑垣内		千鳥、塩原		熊・野・栗
7(火)		中組、宮内市場、大草黒谷	内堀健康 増進センター ☎5-0057	内堀、小串	受付時間 9時30分～16時	予備日
8(水)	ヒューマン ライツ ☎87-2213	木原後庵、向住		小奴可(川より西)		
9(木)		日南、吉木、皆原		小奴可(川より東)、 加谷、持丸、板井谷		大・佐・油・木
10(金)		大佐古、原畑、大月市場	帝釈環境 改善センター ☎6-0055	帝釈末渡、帝釈始終、 帝釈宇山	受付時間 9時30分～16時	
13(月)		岡組、上組		粟田(中区、北区) 東城(新町)		三・坂・中・迫
14(火)	口和支所 ☎87-2112	全域	東城支所 3階 大会議室 ☎2-5121	戸宇		予備日
15(水)		全域		福代、上記以外		

■ 口和
指定日以外にお越しの際は、できるだけ午後の来場をお願いします。
■ 問い合わせ
口和支所市民課
☎0824-87-2112

■ 東城
① 該当日に都合が悪い場合は、東城支所会場で申告してください。
② 表の日程中は、東城支所市民課での申告相談は行いません。
③ 今年から、青色申告者の相談日は税務署の相談日3日間となります。それ以外は、税務署に直接提出してください。
■ 問い合わせ
東城支所市民課
☎08477-2-5121

■ 西城
① 3月1日(水)の簡易申告日は、原則年金所得のみの方と給与の還付申告などの簡易申告相談日です。
② 2月20日(月)・21日(火)は、庄原税務署の出張「所得税申告相談日」ですので、ご利用ください。
■ 問い合わせ
西城支所市民課
☎0824-82-2124

健康な毎日を送りましょう

保健医療課医療係 ☎0824-73-1155



健康な生活を送ることは、誰にとっても大切なことです。しかし、高齢化が進む現在、病気やけがで病院にいかなければならぬお年寄りが増えています。



増加する医療費

老人保健は、昭和7年9月30日以前に生まれた人(65歳以上で一定の障害がある場合)は、認定を受けた日の翌月から(が)病気やけがをしたときに、その医療費を負担する制度です。

老人保健の受給者数を見ると、ここ数年では減少傾向にあります。一方で医療費の総額はほぼ横ばいとなつています。このことから、受給者一人あたりにかかる医療費が増加しているといふことが分かります。ちなみに、平成14年では一人あたり57,000円(1カ月あたり)程度だったものが、平成17年3月では59,000円(1カ月あたり)となつています。

健康な毎日を送るためには、

病気になつたらすぐに治療することも重要ですが、一人ひとりの心がけや生活習慣で、未然に病気を予防するのも大切なことです。



生活習慣と心がけて予防を

老人保健受給者の疾病分類別受診件数を見ると、循環器系の疾患(高血圧性疾患、脳血管疾患など)が最も多く、全体の34%を占めています。循環器系の疾病では、心臓病や脳卒中がよく聞かれると思えますが、これらの生活習慣病は、40歳を過ぎた頃から急激に増加します。ただ最近では、若年層でもこれらの病気になる人が増えています。

生活習慣病は、名前から分かるように生活習慣に起因する病気です。毎日の食事や運動などを見直し、日ごころからの健康づくりを進めましょう。



生活習慣病予防の口ツ

食事編

- ① 3食をきちんととる
- ② 塩分を控え、肉や野菜などをバランスよくとる
- ③ 早食い・夜食は控える
- ④ 食べ過ぎず、「腹八分目」を心がける

生活編

- ① 適度な運動を習慣づける
- ② お酒やたばこは適度に
- ③ 睡眠をしっかりとるなど、規則正しい生活をおくる
- ④ 趣味などでストレスを解消する



受診のときは「受給者証」と「保険証」を

病気やけがなどにより医療機関で受診する場合は、「保険証」を提示してください。また、老人保健の受給者の方は、併せて「老人医療受給者証」も忘れずに提示し、受診するようにしてください。

また、同じ病気でもいくつもの医療機関を掛け持ちで受診するのではなく、かかりつけ医を決めておくと、医療費の節約にもつながります。



健康な生活はみんなの願いです。一人ひとりの心がけと行動で、健やかな毎日をおくりましょう。

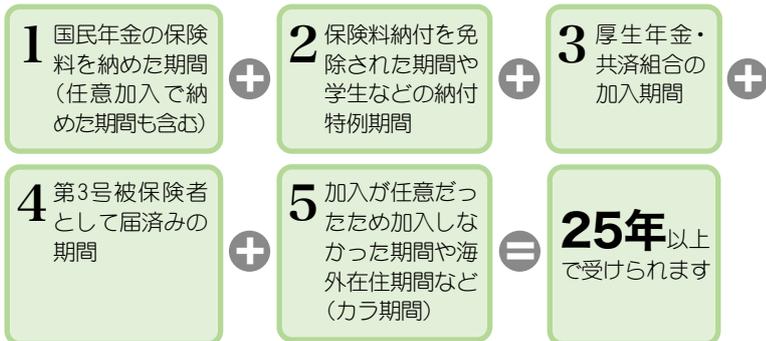
【加入期間と老後の年金】

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158
 三次社会保険事務所 ☎0824-62-3107



老齢基礎年金とは

国民年金の保険料を納めた期間(免除期間などを含む)が25年以上ある人が、65歳になったときから受けられます。保険料を納めた期間には表の1〜5のものがあてはまり、これらの期間の合計が25年以上であれば、受給できます。



なお、年金額は年額79万4、500円(平成17年度)です。

繰り上げ・繰り下げ支給

老齢基礎年金は65歳からの受給が原則ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に減額された繰り上げ支給の年金を受けたり、66歳以降に増額された繰り下げ支給の年金を受けたりすることもできます。ただし、次の点にお気をつけください。

- 減額率・増額率は変更できません。
- 繰り上げ支給を受けた後に障害者になっても、障害基礎年金は受けられません。
- 65歳以後に障害・遺族年金を受けた人は、繰り下げ支給を請求できません。

70歳までは国民年金への加入も

60歳になるまでに年金を受けられるための資格期間を満たすことができない人は、70歳までは不足期間を満たすために

★免除・特例・猶予期間は年金の受給につながります

どうしても保険料が納められない場合には、免除制度や猶予期間などがあります。この期間は、保険料の納付期間として計算されます。

	全額免除・半額免除	学生納付特例・猶予	未納
老齢基礎年金を受けられるための資格期間に	入ります		入りません
期間分の老齢基礎年金額は	全額免除 3分の1 半額免除 3分の2 が反映されます	反映されません	反映されません
障害基礎年金・遺族基礎年金を受けるとき	保険料を納めたときと同様の扱いとなります		受けられない場合があります
老後の年金を満額に近づけたいとき	10年以内なら追納が可能です(2年を経過すると当時の保険料に一定額が加算されます)		2年を過ぎると納めることができません

※半額免除の場合、保険料の半額(月6,790円)を取めなければ未納扱いとなります。お気をつけください。

加入することができます。すでに資格期間を満たしている人も、年金額を増やしたい場合は60歳から65歳までは加入できます。



応援します！ あなたの子育て

児童福祉課子育て支援係 ☎0824-73-0051

緊急時への対応を充実！ ファミリーサポート事業



ファミリーサポート事業は、育児を支援してほしい人(依頼会員)と育児を支援したい人(提供会員)が会員になり、相互に関わりあつて安心して子育てをするための相互援助活動です。市では、子育て環境の向上のためこの支援内容を拡大し、子どもの病時や病後、さらには保護者の緊急時などへの対応を充実していきます。

新たに提供会員を募集

子どもの病気、保護者の急な出張や入院など、突発的な出来事への対応に苦慮した保護者の方もいらっしゃると思います。ファミリーサポート事業では、

- 軽い病気、また病後の回復期で保育所などへ行くのが難しい子どもの一時預かり
- 保護者の急な出張や入院などの場合の宿泊支援

など緊急時の支援体制を充実

するため、新たに提供会員を募集します。

市内に住所を有し、子どもを預かることができる人ならどなたでも登録できます。入会金・年会費などは一切不要ですので、まずは気軽にお問い合わせください。

なお、緊急時の対応もあるため、資格(※)をお持ちの方の応募もお待ちしております。

※看護師、保育士、保健師、助産師、幼稚園・学校教諭など

まずは会員登録を

ファミリーサポート事業を利用するには、まず会員登録が必要です。会員には次の3種類があります。

◆**依頼会員**：0歳から小学2年生までの子どもを持つ保護者で、支援を受けた方。

◆**提供会員**：子育てを支援したい方。

◆**両方会員**：依頼・提供ともに希望される方。

また、利用できる支援内容は次の3通りで、それぞれ対象年齢・利用料金が定められています。なお、入会手続きは本庁・各支所で行えますので、詳しい内容はお問い合わせの上、ご確認ください。



提供会員さんと楽しく遊ぶ子どもたち

支援内容	利用時間	利用料金	対象年齢
通常支援	月～金 7時30分～20時	1時間あたり……600円	0歳～小学2年生
	土・日・祝日／年末年始 7時30分～20時	1時間あたり……700円	
宿泊支援	20時～7時30分	1泊……3,000円	
集合支援	土・日・祝日 8時～18時	1日……2,400円	3歳～小学2年生 ※6人以上の依頼がある場合に、指定の場所で実施します。
		5時間以内……1,200円	

◎兄弟姉妹を同じ提供会員さんに預ける場合は、2人目から利用料金が半額になります。

◎利用料金の1/3を市が支援します。

問い合わせ

児童福祉課子育て支援係 ☎0824-73-0051
 西城子育て支援センター ☎0824-82-3003
 東城支所保健福祉課 ☎08477-2-5131
 口和子育て支援センター ☎0824-89-7070

高野支所保健福祉課 ☎0824-86-2114
 比和子育て支援センター ☎0824-85-2608
 総領支所保健福祉課 ☎0824-88-3110

観光で地域を活性化

広島県大型観光 キャンペーン実施中

商工観光課観光交流係 ☎0824-73-1178



体験・交流型観光の推進に向けて

中国山地やまなみ大学

庄原キャンパスの取組み

中国山地やまなみ大学は、中国山地のフィールドをキャンパスにみたく、中国山地の自然・歴史・文化を体験し、学ぶことができます。市内でも、28講座が開催されています。

体験・交流型観光に 向けて

これまでの観光は「見学観光」が主体でしたが、近年は、地元の人との交流やその土地の文化・歴史を楽しむ「体験観光」が主体となってきました。

市内でも、地域資源を活かした体験・交流型観光の推進が求められており、昨年8月には、「中国山地やまなみ大学庄原キャンパス会議」を設立。観光客の受け入れ側のレベルアップ研修会、また、新たな体験・交流講座の発掘・育成のための実験講座などを開催するなど、取り組みが進められています。

地域活性化の 仕組みづくりを

庄原キャンパス会議では、

現在、観光による地域活性化の仕組みづくりとして、実験的に「庄原やまなみスタンプラリー」を実施しています。

これは、やまなみ大学生などをはじめ多くの人に庄原を訪れてもらい、さらにはその人たちに協賛店を利用してもらうことで地域活性化へつなげる仕組みをつくろうと、やまなみ大学の協賛店と協力して実施しているもの。6月30日まで行われ、協賛店で5、000円以上買い物したレシートを応募する「レシートラリー」と、協賛店にあるスタンプを押ししてビンゴになったら応募する「ビンゴラリー」の2部門があり、当選者には市内の特産品が贈られます。皆さんもぜひご参加ください。

西城
地域

比婆山・道後山での おもてなし

比婆道後帝釈国定公園は、島根・鳥取・広島の3県が接する県境を中心に、東西に広がる総面積8,000haを超える広大な自然公園。その山稜地域の中心となるのが、比婆山・道後山地域です。昨年10月には、2つの山を2日間で周る登山イベント「比婆山・道後山ウォーキングフェスタ」が開催され、広島市内などから約30人の登山愛好者が参加し、自然観察や山頂からの眺望を楽しみました。

今後は、西城町観光協会を中心に、特に登山客を対象としたボランティアスタッフの組織化を図り、情報共有や人材育成を進めていきます。山を訪れる人に、「○○さんのおかげで楽しかった」と感じてもらえる、個性あふれるガイドの育成を目指します。

■問い合わせ

西城町観光協会
☎0824-8212727



▲参加者からは草木についての質問が相次ぎました



▲夕食後の「山野草講座」も大好評

お知らせします

庄原市人事行政の運営状況

■総務課人事秘書係 ☎0824-73-1125

市の職員の給与は基本給としての給料と扶養手当、通勤手当などの諸手当からなっており、国や他の自治体の職員の給与などを考慮したうえ「職員の給与に関する条例」などで定めています。

今回は、「地方公務員法」および「庄原市人事行政等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成16年度の市の人事行政の運営状況をお知らせします(詳細は、市ホームページへ掲載しております)。

なお、国の「三位一体改革」などの影響による大幅な財源不足に対応するため、特例条例による給与減額措置を行っています。

1 職員の給与の状況

①平成16年度の人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口(年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
44,151人	38,028,750千円	890,426千円	5,993,056千円	15.8%

②平成17年度の職員給与費の状況(普通会計予算)

職員数 A	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
591人	2,296,631千円	382,945千円	931,300千円	3,610,876千円	6,110千円

※給与費は当初予算に計上された額であり、職員手当には退職手当を含みません。

③ラスパイレス指数の状況(一般行政職)

区分	平成12年度	平成17年度
庄原市	-	91.6
全国市平均	101.7	97.6

※1.ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として、庄原市職員の給与水準を比較した数字です。
2.全国市平均は政令指定都市を除いた数値です。

④職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(単位:円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42歳8月	323,155	374,087
技能労務職	50歳0月	317,642	335,487

※1.「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給です。
2.「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養、調整、住居、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
3.平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間の職員の給料については、職務の級の別により4~6.5%の給与減額措置を実施しています。

⑤職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)(単位:円)

区分	庄原市	国	
一般行政職	大学卒	163,872	170,700
	高校卒	137,568	138,800
技能労務職	高校卒	137,568	136,600

※金額については、特例条例に基づく減額後の給料月額です。

⑥職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成17年4月1日現在)(単位:円)

区分	学歴	経験年数 10-15年	経験年数 15-20年	経験年数 20-25年
		一般行政職	大学卒	275,651
一般行政職	高校卒	239,852	286,303	328,084
	技能労務職	高校卒	214,890	302,575

⑦一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任主事	主任	係長	課長	部長	
職員数	30人	68人	123人	59人	114人	53人	12人	459人
構成比	6.5%	14.8%	26.8%	12.9%	24.8%	11.6%	2.6%	100.0%

※1.給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2 特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

給料	区分	報酬月額等	
給料	市長	860,000円	※減額条例により17年4月から730,000円
	助役	700,000円	※減額条例により17年4月から620,000円
	収入役	620,000円	※減額条例により17年4月から560,000円
報酬	議長	410,000円	※減額条例により17年4月から385,400円
	副議長	355,000円	※減額条例により17年4月から333,700円
	議員	325,000円	※減額条例により17年4月から305,500円
期末手当	市長・助役・収入役	(16年度支給割合)4.4月分 (加算の状況)役職加算 15%	
	議長・副議長・議員	(16年度支給割合)4.4月分 (加算の状況)役職加算 15%	

3 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員の採用状況

(平成16年4月1日~平成17年3月31日)

試験区分	採用者数	
市長事務部局等	一般事務	10人
	技師	1人
	保育士	2人
	保健師	0人
西城市民病院	医師	1人
	理学療法士	1人
	介護福祉士	3人
看護師	1人	
計	19人	

②職員の退職の状況

(平成16年4月1日~平成17年3月31日)

	市長事務部局等	西城市民病院
定年退職	5人	-
勸奨退職	49人	15人
普通退職	2人	5人
合計	56人	20人

③部門別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

部門・区分	職員数		対前年増減数	
	平成16年度	平成17年度		
一般行政部門	議会	11人	0人	-11人
	総務	146人	150人	4人
	税務	42人	31人	-11人
	労働	0人	0人	0人
	農林水産	63人	47人	-16人
	商工	11人	15人	4人
	土木	54人	61人	7人
	民生	150人	158人	8人
	衛生	59人	52人	-7人
	小計	536人	514人	-22人
	行特別部門	教育	92人	79人
警察		0人	0人	0人
消防		0人	0人	0人
小計		92人	79人	-13人
会計部門	病院	78人	68人	-10人
	水道	23人	22人	-1人
	下水道	25人	25人	0人
	その他	36人	20人	-16人
	小計	162人	135人	-27人
合計	790人	728人(814人)	-62人	

※1.職員数は一般職に属する職員数です

2.()内は条例定数の合計です。

安心 & 安全な毎日のために 防災編

春の全国 火災予防運動

3月に入ると、空気が乾燥し、また強い風が吹くことから、火災が発生しやすい状況となります。

3月1日から7日までは、「春の全国火災予防運動」期間となっております。さまざまな取り組みが実施されます。また併せて、山火事予防、車両火災予防の運動も実施されます。



防火診断で火災の芽をつみとる



消火器は正しく使えますか

庄原消防署管内でも、林野火災想定訓練や、防火診断・防火教室などを予定しています。この運動を機会に、職場や家庭で火災予防について話し合ってみませんか。

住宅防火

いのちを守る 7つのポイント

- ① 3つの習慣
 - ★寝たばこは絶対やめる。
 - ★ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ★ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ② 4つの対策
 - ★逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器などを設置する。
 - ★寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
 - ★火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
 - ★お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

くらしと契約

水質に関する 悪質商法にご用心

最近市内で、「上水道についてのアンケートに答えてもらえれば、無料の浄水器をお持ちします」と電話がかかり、断つてもしつこく同じ電話がかかるという相談がありました。

全国の相談事例では、これらのアンケートに回答してしまつた場合に、お礼として簡易な浄水器を持って訪問し、それを糸口に高額な浄水器を勧められる場合や、浄水器は無料だったがカートリッジの長期契約をさせられたなどの場合があります。

この他にも、水質検査や水道管の清掃を理由に訪問し、高額な機器の購入を勧めることもあります。こういった

場合は、アンケートやプレゼントなどに惑わされず、いらぬものはきっぱりと断ることが大切です。

事例の場合は訪問販売となり、この場合、浄水器は「特定商取引に関する法律」で「指定商品」とされているため、契約書面の受領日から8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件で解約できます。ただし、契約時に消費者側が業者を呼んだり、約束をして来てもらつたりした場合は訪問販売にならず、クーリング・オフもできません。

なお、訪問業者が「水道局から来た」と公的機関などを装う場合もありますが、市では、上水道に関するアンケートや浄水器の販売・斡旋は行っていません。怪しいと思つた場合は、水道課へ確認してください。

■問い合わせ

市民生活課生活安全係

☎0824-73-1154

庄原市消費生活相談コーナー

☎0824-73-1228

水道課庶務係

☎0824-73-1169



ぐるり庄原 カメラ レポート



暮らしを守る除雪作業に感謝

建設業者の皆さんがボランティア作業

年末年始の豪雪は、家の周りに雪の壁ができたり、生活道などの狭い道は雪でふさがれたり、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしました。中でも、除雪作業が困難なお年寄りや一人暮らしの方の住まいには、深刻な影響がありました。

このような状況に対し、1月12日から15日までの間、建設業者の20の方が、ボランティアによる除雪作業をされました。作業は、小型除雪機やスコップを用いて、民家周辺や生活道などを中心に実施。懸命な作業に対し、住民からは感謝の言葉が贈られていました。

また、このボランティアに対して市からは感謝状が送られ、滝口市長は感謝の気持ちを伝えました。



小型除雪機などで生活道を除雪(東城地域)



安全な毎日を過ごそう

高小学校で安全教室

110番の日である1月10日(火)、高小学校で安全教室が開催され、全校児童58人が参加しました。はじめに、児童が作成した「地域安全マップ」をもとに、高地区内の危険箇所などを紹介。「歩道が狭く、ガードレールがない所は心配」「トンネルは、入ってしまうと見えにくいし、薄暗いので危険」など、自分たちで調べた内容を発表しました。その後は、高駐在所の森保芳樹さんと、県警本部の110番担当者2人から、不審者への対応と110番の正しいかけ方の指導。実際に通報訓練を体験した児童は、「万一のときに、落ち着いて110番できるかどうか不安だけど、今日は落ち着いてできました」と感想を話してくれました。

落ち着いて110番通報ができたかな



マップを使って、危険箇所を詳しく説明



インターネットで農産物を直売

ECサイト「こうぼ農園」オープン

高春自治振興区では、庄原市自治振興区活動促進補助金を活用し、インターネットで農産物を直売するホームページ「こうぼ農園」を、1月22日(日)に開設しました。

このサイトは、各世帯が店舗を持つオンラインショッピングモール方式で運営され、今回は13世帯が出店し、こだわり米や野草茶など19品目を発売。それぞれの商品には、農産物の育った環境や栽培方法、生産者の情報が写真付きで紹介され、消費者が安心して購入できるよう工夫されています。

開設当日は、関係者がしし鍋でオープンを祝い、「期待と不安が交錯しているが、このサイトを新たなビジネスチャンスとして、地域を活性化させたい」と話していました。

ぜひアクセスしてみてください



■サイトアドレス
http://kobomura.com/kobonoen/



雪を楽しもう

小学生がスキー教室

1月26日(木)、比和町内のスキー場で、比和小学校と森脇小学校の児童が合同でスキー教室を開催しました。このスキー教室は、毎年地元のスキー場で行われる、降雪量の多い地域ならではの野外授業です。

当日は天候にも恵まれ、約40人の児童らがインストラクターの指導のもとスキーに挑戦。スキー教室以外ではスキーに行かないという児童も少なくないようで、この日を待っていた児童たちは笑顔でスキーを楽しみました。

比和小学校の三上先生は、「雪が降りスキーができる地域ならではのこの授業を、子どもたちに楽しんでもらいたい」と話されていました。



上手に滑る事ができましたか



滑り方を熱心に聞く児童



公開に向け着々と準備

節分草「花守り」養成講座

1月22日(日)、節分草の公開期間に自生地を案内するボランティアガイドの養成講座が開催されました。

当日は、NPO法人節分草保存会の会員による節分草の生態に関する説明、また講師による総領町の山野草などについての解説があり、参加者は皆熱心に耳を傾け、メモを取る姿も見られました。

節分草が咲くこのシーズンには、わずか1カ月間にもかかわらず、総領地域の人口の10倍を超える観光客が訪れます。この養成講座をはじめ、現在は公開に向けた準備が着々と進められています。

なお、2月18日(土)には「花守り」の講習をかねた現地観察会を開催します。花守り希望以外の方でも参加できますので、お気軽にご参加ください。



資料や標本を用いた詳しい説明に聞き入る参加者



地域をあげて大雪対策

平子自治振興会の除雪作業

平子自治振興会では、平成17年度、コミュニティ(宝くじ)助成事業を受けて小型除雪機を3台購入しました。地区内の山間地を中心に、生活道や民家周辺、集会所などを自分たちで除雪することを目的に購入し、12月初旬からの積雪で、現在は地域全体でフル稼働の状態。

自治振興会では、誰もが使用できるよう運転講習会を実施し、また管理規程や使用規程を設けるなど使いやすい方法を考えています。

また、一人暮らしの家や長期入院などで住人がいない空き家の除雪なども、地域内で対応しています。

自治振興会会長の主田重登さんは、「思いもよらない大雪で除雪機が大活躍している。とはいえ、台数が限られているので、それぞれが使いやすいシステムを考えていきたい」と話されました。



操作講習を受ける地域の皆さん



無病息災を願う伝統行事

町内各地でとんど

1月の恒例行事「とんど」が、東城町内の各地域で開催されました。

「とんど」は、小正月頃に正月のしめ縄や書初めなどを集めて燃やし、1年間の無病息災を願う行事で、「この火にあたると若返る」「餅を焼いて食べると病気をしない」などと言われていたそうです。



勢いよく燃え上がる炎

東城保育所では、1月11日(水)にとんど餅つきがおこなわれました。参加した園児は、高く積み上げられた門松やしめ縄などに点火されて大きな火柱が立つと、一斉に歓声を上げていました。その後は、「餅つき」でつくられたお餅を、雑煮や焼いて味わいました。



ま〜るいお餅のできあがり



初笑いで新年の厄払い

湯木釜峰振興会青年部の獅子舞

1月1日(日)の8時から、湯木釜峰振興会青年部が、恒例の獅子舞を舞いながら町内を練り歩きました。この獅子舞は、4年前に青年部が発案したもので、地域の方からのアドバイスをもとに、独自のリズムや振り付けなどの工夫を凝らしています。



伝統芸能の南京玉すだれを披露

当日は、くじに当たった3件の家と老人ホーム「ハートウイング」を訪問。獅子舞に加え、南京玉すだれやどじょうすくい、傘回しなどの芸を披露して一年の厄払いをし、訪問先では楽しい芸に笑い声が響いていました。



獅子舞を楽しむハートウイングの皆さん



**身体障害者
定期相談(判定)会**

〔聴覚〕 2月16日(木)
受け付けは13時~14時
ところ 備北地域事務所第3庁舎2階
※1週間前までに社会福祉課生活福祉係(☎0824-73-1166)へ相談・予約してください。

心の健康相談

ストレス・対人関係の悩み、不眠やイライラ、思春期などの心の悩みや問題について相談を受けます。
とき 2月21日(火)、3月22日(水)
受付時間 13時30分~14時30分
ところ 備北地域保健所
※予約が必要です。
問い合わせ 備北地域保健所保健課
☎0824-63-5181
(内線3341~3343)

ひきこもり相談

備北地域保健所が開催する相談です。ひきこもり状態にある人やそのご家族からの相談に専門医や保健師が応じます。秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。
とき 3月2日(木)
13時30分~14時30分
ところ 備北地域保健所

社会保険一日相談

年金を中心とした社会保険全般の相談を受けます。
●庄原地域
とき 2月14日(火)、3月14日(火)
10時~12時・13時~15時
ところ 西本町 長岡本社ビル3階
●東城地域
とき 2月15日(水)、3月15日(水)
10時~12時・13時~15時
ところ JA庄原東城支店

アルコール相談

アルコールに関することでお困りの方やその家族を対象に、精神科医などが相談を受けます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。
とき 2月28日(火)
13時30分~14時30分
ところ 備北地域保健所
申し込み・問い合わせ 備北地域保健所保健課
☎0824-63-5181
(内線3343)

人権相談(特設)

各地域で人権擁護委員が相談に応じます。
●庄原地域
とき 2月14日(火)・28日(火)
13時30分~16時30分
ところ ふれあいセンター
●西城地域
とき 2月9日(木)
13時~16時
●比和地域
とき 2月16日(木)
13時~16時



きのこ園づくり

とき 3月18日(土)・19日(日)の1泊2日
ところ 高原の家七塚(七塚町) 会費 7,000円(宿泊、食事、教材費等含む)
定員 30人
申し込み 申込書に必要事項を記入の上、郵送かFAXでお申し込みください。また、直接電話でも受け付けます。
締め切り 3月14日(火)18時
申込・問い合わせ 高原の家七塚

**第39回道後山リフト
完成記念スキー大会**

子どもから大人、初心者から本格的レーサーまで楽しめるスキー大会です。
とき 2月26日(日)
8時30分~
ところ 道後山高原スキー場(西城町)
参加費 無料
締め切り 2月22日(水)
申し込み・問い合わせ 道後山スキー場
☎0824-84-2105

**上野池を学ぶ
「上野塾講座」**

どなたでもお気軽にご参加ください。
とき 2月12日(日)
14時30分~
ところ 紫水寮(上野公園内の無料休憩施設)
講師 定光大燈さん
主催・問い合わせ 庄原紫水会
☎0824-72-0742
(定光大燈さん宅)



第4回比和町雪まつり

雪だるま作りコンテストやかんじき・かまくら体験、ぜんざいやしし汁の無料サービスなど、見どころいっぱい。
とき 2月26日(日)
9時~15時
ところ 休暇村吾妻山周辺(比和町)
問い合わせ 比和支所地域振興課
☎0824-85-2111

**「庄原さくらスポーツ
クラブ」設立記念大会**

総合型地域スポーツクラブ「庄原さくらスポーツクラブ」の設立を記念する大会を開催します。
とき 2月25日(土)
13時~
ところ ふれあいセンター
内容 ●記念講演
●スポーツカーニバル
(会場は総合体育館)

2・3月の犬・猫の引き取りは、次の日程で実施します。なお、手続きには認印が必要です。持参してください。

犬・猫の引き取り

	日 程	場所および時間
庄原地域	毎月第1~第4火曜日 2月7日・14日・21日・28日 3月7日・14日・28日	東公民館……11時~11時10分 市役所車庫前……11時25分~11時35分 敷信公民館……11時50分~12時
	毎月第1・第3木曜日 2月2日・16日 3月2日・16日	西城支所……9時~9時10分
	毎月第1・第3木曜日 2月2日・16日 3月2日・16日	小奴可研修センター……9時40分~9時50分 東城文化会館……10時20分~10時30分
□和地域	毎月第4木曜日 2月23日・3月23日	□和支所……11時40分~11時50分
高野地域	毎月第4木曜日 2月23日・3月23日	高野支所……13時20分~13時30分
比和地域	毎月第4木曜日 2月23日・3月23日	比和支所……13時50分~14時
総領地域	毎月第2水曜日 2月8日・3月8日	総領支所……9時40分~9時50分

休日診療のご案内

2・3月の休日診療については、次のとおりです。

●庄原地域		
	診療所名	電話番号
2月5日(日)	庄原赤十字病院	0824-72-3111
	戸谷 医 院	0824-72-3131
	笠間 医 院	0824-72-0535
	田 淵 医 院	0824-72-3900
	藤 野 医 院	0824-72-4646
	庄原赤十字病院	0824-72-3111
※庄原赤十字病院については、救急患者に限ります。		
●東城地域		
	診療所名	電話番号
2月5日(日)	こぶしの里病院	08477-2-5255
	東 城 病 院	08477-2-2150
	日 伝 医 院	08477-2-2180
	こぶしの里病院	08477-2-5255
	東 城 病 院	08477-2-2150
	細 川 医 院	08477-2-0054

献血のご案内 2月・3月の献血は、次のとおり実施します。皆さんのご協力をお願いします。

実施日	会 場	受付時間
2月27日(月)	ザ・ビッグ庄原店	11時30分~15時
3月3日(金)	庄原赤十字病院 総領健康福祉センター	11時30分~15時

■問い合わせ 保健医療課医療係 ☎0824-73-1155

3月の九日市

庄原地域の市街地で、毎月9日に開催される市です。

とき 3月9日(木) 10時~
ところ 中本町筋・下本町・中央通り
ぜひお越しください。



【2月のイベント情報】 ☎0824-75-4411

●バレンタインチョコレート作り講座

とき 2月11日(土) 13時30分~16時
参加費 大人1,000円 小中高生500円
定員 20人

●田舎の味作り講座「ワニ料理」

とき 2月12日(日) 10時~14時
参加費 大人1,000円 小中高生500円
定員 20人

●いのしし汁試食会

とき 2月19日(日) 15時~
※先着100人に無料でお配りします。

問い合わせ
庄原さくらスポーツクラブ
事務局
0824-72-8000
生涯学習課文化スポーツ振興係
0824-73-1189

第16回けんみん文化祭
備北地区フェスティバル
庄原市、三次市の文化団体が、さまざまな芸能活動を発表します。

とき 3月5日(日)
10時~16時
ところ 市民会館
入場料 無料
主催・問い合わせ
けんみん文化祭備北地区フェスティバル実行委員会
0824-63-6335

劇場用映写機(35mm)
修復完成記念映写会

とき 2月18日(土)
13時~ ※2回上映
ところ 口和郷土資料館(口和町)
入場料 無料
上映内容
1972年ニュースフィルム
プリーティウーマン
問い合わせ
教育委員会口和教育課

この名簿は、有権者の皆さんから1月1日現在で申請された農業委員会委員選挙人名簿記載申請書に基づいて、農業委員会が資格を審査し、選挙管理委員会が調製した定時調製名簿です。縦覧期間を経て、今年の3月31日までに、平成19年3月30日まで使用されます。
なお、農業委員会委員選挙人名簿は、通常の公職選挙法による選挙人名簿とは異なり、補正登録の制度がありません。たとえ選挙権を有していても、名簿確定時までに登録されなければ選挙の際に投票できませんので、確認のため関係者の方は縦覧をしてください。

縦覧期間

2月23日(木)~3月9日(木)
毎日8時30分~17時
縦覧場所・問い合わせ
庄原地域：選挙管理委員会事務局
庄原地域以外：各支所地域振興課

問い合わせ
選挙管理委員会事務局
0824-73-1126
西城支所地域振興課
0824-82-2121

0824-87-2115
かまくらづくり交流会
とき 2月12日(日)
10時~15時
ところ 口和町竹地谷
問い合わせ 口和商工会
0824-89-2325



温泉施設に入浴の際には入湯税が必要となります

条例改正により、平成18年4月1日からは、12歳以上の方が市内(旧庄原市以外)の温泉施設を利用される際、新たに入湯税が必要となります。入湯税は、一人につき
●宿泊の場合(1泊2日)
.....150円
●日帰りの場合.....50円
を、入浴料金とともにお支払いただくこととなります。
なお、旧庄原市内の施設は、従来から入湯税が課税されています。

問い合わせ
税務課資産課係
0824-73-1144



労働基準監督署 管轄区域が変更

平成18年4月1日から、労働基準監督署の管轄区域が次のとおり変更となります。相談や届出の際にはお気をつけください。
変更となる地域
三次市甲奴町、庄原市総領町
【変更前】
府中労働基準監督署
【変更後】
三次労働基準監督署
問い合わせ
0824-62-2104
庄原市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧
平成18年度の庄原市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を、次の日程で行います。

東城支所地域振興課
08477-215211
口和支所地域振興課
0824-87-2111
高野支所地域振興課
0824-86-2111
比和支所地域振興課
0824-85-2111
総領支所地域振興課
0824-88-3060

広報紙に対するご意見をお待ちしています

新市の広報紙として昨年4月から発行している「広報しょうばら」は、発行から間もなく1年を迎えます。これまで、新市の一体感醸成を推進するため、市の施策や行政サービス、また各地域の情報やイベント案内など各種情

報を発信してきました。市では、協働のまちづくりを進める上で、「広報しょうばら」が情報を共有するツールとしての役割をより一層果たしていけるよう、読者である市民の皆さんのご意見・ご要望などを伺い、今後の広報紙づくりに生かしていきたいと考えています。
広報紙に対するご意見、ご要望がございましたら、担当課までお気軽にお寄せください。
問い合わせ
情報推進課広報統計係
〒727-8501
庄原市中本町1-10-1
0824-73-1159
FAX 0824-72-3322

「ふれあい市長室」の日程
■とき 2月11日(土)・3月11日(土)
9時~12時
■ところ 2月：高野支所
3月：比和支所
※公務により実施できない場合もありません。
※道路の改良・維持・修繕などの要望、陳情は、事業担当課へお願いします。
問い合わせ 情報推進課広報統計係
0824-73-1159

備北丘陵公園
だより
備北公園管理センター
0824-72-7000
FAX0824-72-7828
定員 10人(中学生以上)
申し込み 事前に備北公園管理センターへ電話で予約してください。

「小刀づくりを体験しよう」
公園では、鋼(はがね)を鍛えるところから小刀に仕上げまで、本格的な刀鍛冶の工程を体験できる「小刀づくり体験」を開催しています。
ひばの里にある工房では、刀匠が丁寧に指導しますので初心者の方も安心して作業できます。今ではあまり見られない、伝統的な刀鍛冶を実際に体験してみませんか。
とき 2月12日(日)
3月12日(日)
いずれも10時~15時
ところ ひばの里 工房3
参加費 3,000円
(材料代として)

市税 水道料金 下水道使用料
納付は 便利な口座振替で
手続きは各金融機関の窓口でお願いします。
※残高確認も忘れないでください。
◎税務課収納係 0824-73-1145
◎下水道課管理係 0824-73-1175
◎水道課業務係 0824-73-1197

市民ギャラリー「アート多愛夢」BOX情報
市街地の空き店舗を活用した、各種展示ができる市民ギャラリーです。
3月の展示案内
●みよし人形展
8日(水)~11日(土)
10時~17時 ※入場無料
●問い合わせ
庄原市文化協会事務局 TEL0824-72-4347(白川)
教育委員会生涯学習課 TEL0824-73-1188
商工観光課商工振興係 TEL0824-73-1179
※展示を希望される団体(または個人)はお申し込みください。使用料はかかりません。

人の動き(12月末日現在)
[住民基本台帳登録人口]
○人口 43,784人
男 20,770人
女 23,014人
○世帯数 16,255世帯
[外国人登録人口]
○人口 302人

広報日記
降り続く雪を見ていると幻想的な雰囲気に包まれますが、今年は少し違いました。全国的な被害が報告される中、庄原市でも、死者や負傷者が出る深刻な状況に。自然現象はどうしようもないことと思いつつも、心の中では、もうこれ以上降らないでほしいと祈りながら毎日過ごしていました。
知人の一人からは、「大雪で車が動かなくなり、慌てて雪かき用のスコップを買った。行きたが売りが切れていた」という話も聞き、自然の厳しさ、日ごろの備えの重要性を改めて感じさせられました。

発行/平成18年2月6日
編集・発行/庄原市情報推進課
〒727-8501
広島県庄原市中本町一丁目10番1号
0824-73-1159
印刷/平和印刷㈱
再生紙使用
PRINTED WITH SOY INK
この広報誌は、環境にやさしい植物性大豆油インキで印刷しています。



節分草

さとやまに春を告げる 節分草を見に行こう

公開期間 2月18日(土)～3月19日(日)
10時～16時

公開場所 総領地域各自生地



白く咲く小さな花
を見に多くの人が
訪れます

厳

しい寒さが続いていま
すが、総領地域では2月
中旬から下旬にかけて、一足
早く春を告げる節分草が咲き
始めます。

この時期には、かれんな白
い花を見ようと毎年多くの人
が総領地域を訪れます。また
期間中は、ボランティアアガイ
ド「花守じい」による案内や総合
案内所の開設、節分草祭の開
催など、誰でも気軽に楽しめ
るようになっていきます。皆さ
んも、春の風物詩を見におい
てください。

公開期間中のイベント

期間中の土・日曜日には、写
真や絵手紙、寄せ植えなどの
講座を開催。また、地元食材
で里山の味が堪能できる「里
山フードブース」を開設しま
す。お気軽にお越しください。
※講座の受講者が多数の場合
は、制限させていただく場合
もあります。

節分草祭

各種「バザー」や節分草の限定
販売など盛りだくさんの企画

でお待ちしています。

■とき

3月19日(日) 10時～14時

■ところ

道の駅リストアステーション

■問い合わせ

節分草総合案内所(道の駅リ
ストアステーション内)

☎0824-88-3050

里山を楽しむ町イベント実行

委員会事務局(総領支所地域

振興課内)

☎0824-88-3060

農業を通じて地域社会の発展に貢献 日本農業賞広島県代表の藤本勲さん(東城町)



受賞された藤本勲さん(左)と美砂子さん(右)

して「田植え交流会」を地域の
農家と連携して開催。今年で
18回目を迎え、大阪や広島市
などから多くの人が参加し、
つくる楽しさを学んでいます。
今回の受賞については、「多
くの人の支援があつての受賞
で大変うれしく思います。や
りがいのある農業は、生産者
と消費者との信頼関係が大切。
「東城」という産地に惚れ込
んでいる方々との交流や情報
発信が、東城のイメージアッ
プにつながると 생각합니다。楽
しく面白い農業をこれからも
続けていきたい」と藤本さん。
おめでとうございます。

第35回日本農業賞の広島県
代表に、東城町栗田の藤本勲
さんが選ばれました。この賞は、
NHK・全国農業協同組合中
央会・都道府県農業協同組合
中央会が主催し、日本農業の
確立を目指し、意欲的に経営
や技術改良に取り組み、地域
社会の発展に貢献する個人・
団体を表彰するものです。
藤本さんは、アイガモ農法
やマイナスイオン水を利用し
たこだわり米の生産販売、肉
用牛の飼育を家族でされてい
ます。また、消費者との交流と



大人から子どもまで大勢が参加する
田植え交流会